

「短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービス」

特別養護老人ホーム 丸山長寿園

重 要 事 項 説 明 書

(事業所番号 3970200345)

等施設は利用者に対して指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下「短期入所サービス」という。）を提供します。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

1. 施設概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 むろと会
- (2) 所在地 高知県室戸市室戸岬町1675番地
- (3) 電話番号 0887-23-1200
- (4) F A X 番号 0887-22-4536
- (5) 代表者氏名 理事長 久保耕一
- (6) 設立年月日 平成25年10月1日
- (7) 開設年月日 平成26年4月1日
- (8) 建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建
- (9) 建物の延べ面積 2,356.82㎡
- (10) 施設の名称 特別養護老人ホーム丸山長寿園
- (11) 実施事業 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
短期入所生活介護（空床型） 介護予防短期入所生活介護
- (12) 入所定員 100人
- (13) 施設の目的

当施設は、介護保険法令の趣旨に従い、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、介護老人福祉施設サービス及び短期入所生活介護サービスを提供します。

2. 窓口営業時間

	営業時間	休日	備考
事務所	8：30～17：30	年中無休	交代勤務
生活相談員	8：30～17：30		交代勤務

3. 設備の種類

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は洗面台を備え、冷暖房完備です。介護は、個別ケアを基本に対応しています。棟別にリビング・浴室があり、トイレは居室に隣接して設置しています。

居室・設備の種類	室数	備 考
居室：従来型個室	4室	各居室には洗面所が設置され、部屋の出入り口にトイレが隣接して設置されています。
2人部屋	8室	
5人部屋	10室	
6人部屋	5室	
共同生活室	5室	各棟に1室（リビング、ミニキッチン）
食 堂	1室	
機能訓練室	1室	（共用）
浴 室	3室	（南棟・中棟東）機械浴槽 （中棟西）機械浴槽、特殊浴槽

医 務 室	1 室	
静 養 室	1 室	
便 所	1 3 ヶ所	居室に隣接して設置
洗 面 所	2 7 ヶ所	各居室に 1 ヶ所

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して短期入所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。(施設サービスと同様)

職 種	職務内容	職員数
1. 施設長（管理者）	施設運営の統括と指揮管理	1 人
2. 事務長	庶務の統括と人事管理	1 人
3. 生活相談員	短期入所者の生活相談援助	2 人
4. 介護職員	生活介護全般の介護	3 8 人
5. 看護職員	健康管理、医師との調整	5 人
6. 機能訓練指導員	機能訓練と職員への指導	1 人
7. 介護支援専門員	施設サービス計画作成	2 人
8. 医師（非常勤）	短期入所者の健康管理	1 人
9. 栄養士又は管理栄養士	給食献立の作成・栄養マネジメント等	2 人

〈 主な職種の勤務体制 〉

職 種	勤務体制
配置医師 松本医院 松本諄	毎週 2 回 木曜日（18：30～19：30） 土曜日（18：30～19：30） ただし、医師の都合により曜日と時間の変更あり。
精神科医 あき総合病院	2 ヶ月に 1 回 第 2 火曜日
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出勤務 7：00～16：00 4 人 日常勤務 9：00～18：00 8 人 遅出勤務 12：00～21：00 1 人 夜間勤務 15：00～24：00 4 人 継続勤務 0：00～ 9：00 4 人
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出勤務 6：30～15：30 1 名 日常勤務 9：00～18：00 2 名 夜間待機 18：00～ 6：30 1 名(夜間オンコール対応)

5. サービスの種類と利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

<サービスの概要>

短期入所サービスの内容は、居宅サービス計画に沿って計画的に提供します。

短期入所生活介護計画作成		1. 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、ご利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所生活介護計画を作成します。 2. 短期入所生活介護計画に作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、ご利用者の同意を得ます。 3. 短期入所生活介護計画の内容について、ご利用者の同意を得たときは、短期入所生活介護計画書を利用者に交付します。 4. それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、ご利用者の居宅と事業所までの間を送迎します。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
食事		栄養士（管理栄養士）の献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態、生活習慣及び嗜好などを考慮した食事を提供します。 （食事時間） 朝食・・・ 7：30～ 8：30 昼食・・・12：00～13：30 夕食・・・17：00～18：00
健康管理		医師や看護職員が、健康管理を行います。体調の悪い場合は協力病院等に受診対応します。
症状の重度化防止		症状の重度化に伴う「24時間見守り体制」や、「たんの吸引等医療的ケアの充実」など、利用者の重度化対応を実施していきます
在宅生活の継続		利用の際は、在宅での生活を継続できるよう、環境や介護方法に留意して対応していきます。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事提供および介助が必要な利用者に対して、介助を行います・食べることや飲み込むことに支障があり、継続して支援の提供が必要と認められる場合は、食事形態や摂食動作を確認して安全な食事介助を行っていきます。自立支援のため、離床して食事を摂っていただくことを原則としています。
	入浴の提供および介助	1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	介助が必要なご利用者に対して、自立を目指し、トイレ誘導や排せつの介助、オムツ交換など一人ひとりに合わせた排泄ケアを行います。
	移動・移乗介助	ご利用者の身体状況に応じて、移動の介助、車いすへの移乗等の介助を行います。
	服薬介助	配薬された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。

活 動 等	日常生活動作を通じた運動	居宅介護支援事業所計画するサービス計画書に沿って、ご利用者様の心身等の状況に応じて、日常生活動作支援を実施していきます。
	レクリエーションを通じた取り組み	ご利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた活動を行います。
その他	創作活動など	趣味、趣向に応じた創作活動の場を）提供します。

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金は介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。また、自己負担の割合は市町村が発行する負担割合証をご確認下さい。

1.要介護度とサービス利用料金（多床室）	要介護 1 6,030 円	要介護 2 6,720 円	要介護 3 7,450	要介護 4 8,150 円	要介護 5 8,840 円
2.サービス利用に係る自己負担額	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円

1.要介護度とサービス利用料金（従来型個室）	要介護 1 6,030 円	要介護 2 6,720 円	要介護 3 7,450 円	要介護 4 8,150 円	要介護 5 8,840 円
サービス利用に係る自己負担額	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円

◎介護予防サービス料金

1.利用者の要介護度とサービス利用料金（多床室）	要支援 1 4, 5 1 0 円	要支援 2 5, 6 1 0 円
2.サービス利用に係る自己負担額	4 5 1 円	561 円

1.利用者の要介護度とサービス利用料金（従来型個室）	要支援 1 4, 5 1 0 円	要支援 2 5, 6 1 0 円
2.サービス利用に係る自己負担額	4 5 1 円	5 6 1 円

加算について

送迎加算 （室戸市内）	入所及び退所の送迎を行った場合に料金が加算。ただし送迎地区外については実費相当分をいただきます（バスの運賃相当額）	片道 184 単位
----------------	---	-----------

看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	看護職員の体制について手厚い人員体制を取っている場合に算定。 看護体制加算：Ⅰ 4単位/日 看護体制加算：Ⅱ 8単位/日	
サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	介護に関わる事業者を対象とした加算。介護福祉士など介護職員の資格の有無や勤続年数などをもとに、より質の高いサービスを提供する体制が整っている事業所を評価 ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・・・22単位/日 介護福祉士が80％以上又は勤続10年以上の介護福祉士が35％以上 ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）・・・18単位/日 介護福祉士が60％以上 ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）・・・6単位/日 介護福祉士が50％以上又は常勤職員が75％以上又は勤続7年以上の介護職員が30％以上	
夜勤職員配置加算Ⅰ	夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制を取っている場合に算定	13単位/日
介護職員等処遇改善加算	介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、さらなる最質向上の取り組み、雇用改善、労働環境の改善の取り組みを進める事業所を対象とする。	月の総単価数 ×14%
口腔連携強化加算	介護施設と歯科医院が情報連携を実施することで算定	50単位/回

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 居住費

利用者の居住に要する費用です。（室料及び光熱水費相当）

料金：下記の表のとおり（日額）

入所者負担段階	従来型個室	多床室
第1段階	380円	0円
第2段階	480円	430円
第3段階①	880円	430円
第3段階②	880円	430円
第4段階	1,231円	915円

② 食費

利用者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用相当です。

料金：下記の表のとおり。

但し、①及び②について、特定入所者介護サービス費の対象者（利用者負担第1段階から第3段階の方）は、料金表のとおり、利用者負担段階に応じて負担限度額をお支払いいただきます。基準費用額との差額は、介護保険より補足給付されます。なお、第4段階以上の方は、基準費用額相当の全額をお支払いいただきます。介護保険からの補足給付はありません

※食費1日につき1,445円

（内訳は朝食335円、昼食550円、夕食560円）

利用者負担段階	食 費（日 額）
第1段階	300円
第2段階	600円
第3段階①	1,000円
第3段階②	1,300円
第4段階	1,445円

③ 複写物の交付

利用者及びご家族は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、その枚数が多くなる場合は実費をご負担いただく場合があります。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、短期入所者の日常生活に要する費用で、利用者にご負担いただくことが適当であるもの（衣類・嗜好品等）にかかる費用をご負担いただきます。

◎ おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご利用者の負担はありません。

（3）利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、請求書の指定日までにお支払いください。

支払い方法は、下記の指定口座への振り込みをお願いします。（振込手数料はご利用者の負担となります。）また、銀行引き落とし、施設の事務所窓口でも受領いたします。この場合手数料はかかりません。

振込先口座

金融機関名 高知銀行 室戸支店 普通 口座番号 3017235

振込先名義 シャカイフクシハウジンムロトカイ リジチョウ クボ コウイチ
社会福祉法人 むろと会 理事長 久保 耕一

5・配置医師及び協力医療機関

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。）

① 配置医師

医 師 名	医療法人 裕香会 松本医院 松本諄
所 在 地	高知県室戸市吉良川町甲 2263
診 療 科	内科、外科

② 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 裕香会 松本医院
所 在 地	高知県室戸市吉良川町甲 2263
診 療 科	内科、外科
医療機関の名称	医療法人 若水会 むろとびあ医院
所 在 地	高知県室戸市浮津 60-1
診 療 科	内科、整形外科
医療機関の名称	医療法人 臼井会 田野病院
所 在 地	高知県安芸郡田野町 1414-1
診 療 科	内科、外科、眼科、皮膚科、脳外科、循環器科、整形外科、耳鼻咽喉科、放射線科
医療機関の名称	高知県立 あき総合病院
所 在 地	高知県安芸市宝永町 3-33
診 療 科	内科、外科、精神科、整形外科

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	浮津松本歯科クリニック
所 在 地	高知県室戸市浮津 2 番町 124

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

以下のような事由に該当した場合は当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

- ① 介護認定により利用者の心身の状況が非該当と認定された場合。
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により利用者に対するサービス提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合

(1) 入所者からの退所の申し出（契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者及びご家族から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する前日までに解約の申し出をしてください。
但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が当該利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者がサービス利用料金の支払いを1ヵ月以上滞納し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により、事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所又は入院した場合

※ 入所者が病院等に入院された場合の対応について

◎当施設に利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合は利用期間中であっても退所となります。

7. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者
〈職名〉 施設長 久保耕一
- 苦情受付担当者
〈職名〉 生活相談員 山本ちあき・阿部宏子
- 受付時間
毎週 月曜日～日曜日 9:00～17:00
又、苦情受付ボックスを窓口に設置しています。

第三者委員

〈職名〉 民生・児童委員 竹本昭光 〈職名〉 民生・児童委員 松本睦美
(第三者評価実施状況) 当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

室戸市保健介護課	所在地	室戸市領家87番地
	電話番号	0887-22-5155
	受付時間	9:00~16:00
高知県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地	高知市丸の内2丁目6番5号
	電話番号	088-820-8410
		088-820-8411
	受付時間	9:00~12:00・13:00~16:00

8. 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備

当施設は様々な感染症・食中毒～入所者等を守るために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための委員会の設置

「感染症対策委員会」を設置、3カ月に1回以上開催し、施設内に感染症や食中毒が持ちこまれることの予防、又持ち込まれたとしてもまん延しないための対策を検討するとともに、感染症・食中毒が発生・まん延した際の各種マニュアルの策定や感染症が発生したとしても事業を継続するための事業継続計画の策定等を行います。

② 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備

法人全体として、感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備し、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。

③ 感染対策担当者の配置

④ 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を新規採用者に実施すると共に年2回以

⑤ 上計画的かつ継続的に実施いたします。

9. 非常災害対策について

当施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくと共に、災害に備えて定期的に避難救出等の必要な訓練を行い、各種訓練（避難誘導・通報・消火等）を各項目毎年2回以上行っています。

又、別途定めるBCP（事業継続計画）により、大規模な災害や感染症が発生した場合でもできる限り事業が継続できるように尽力していきます。

10. 高齢者虐待防止について

- ・当施設では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために次に掲げる通り必要な措置を講じます
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
- ・職員への委員会結果通知
- ・虐待防止の目の指針の設備
- ・研修の実施
- ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

11. 事故発生の対応方法について

入所者に対する当施設のサービスの提供により事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村、ご家族に連絡を行います。又、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、当施設のサービスの提供により、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 2. 身体拘束について

事業者は原則として、入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行う事があります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録します。

また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
- ②非代替性・・・身体的拘束以外に、入所者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合
- ③一時性・・・入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 3. サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行います。
- ③ 事業所及びサービス従事者又は従業員は、感染症、食中毒の予防及びまん延の防止に努めます。また、発生した場合は、医療機関や保健所、市町村の関係機関と連携し、感染拡大の防止、報告等、必要な措置を講じます。
- ④ 利用者の体調、健康状態から見て必要な場合には、配置医師及び協力医療機関と連携し医療処置を受けることができるよう連絡調整します。
- ⑤ 利用者に提供したサービス及び事故発生について記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、例外的に利用者又は他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、ご家族の同意を得ると共に、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者又は職員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません（守秘義務）。但し、より良い介護サービスを提供する為、サービス担当者会議等で利用者又はご家族の情報をを用いる事がある他、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
- ⑧ 事業者は、サービス提供時において、利用者の身体に急変その他緊急に処すべき事態・事故が発生した場合は、速やかに医師又は看護職員と連携し、適切な医療処置を行うと共に、家族及び居宅介護支援事業者及び市町村への報告等必要な措置を講じます。

1 4. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設利用されている方々の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 施設設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用施設等は、その本来の用途に従って使用して下さい。
 - ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払い頂く場合があります。
 - ③利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の他の利用者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

火災防止のため、施設内の定められた場所以外での喫煙はできません。

15. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、自己の責に帰すべき事由より契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用のおかれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

個人情報の使用及び提供について

個人情報の使用及び提供にかかる同意書

社会福祉むろと会が、私及び代理人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、又は収集することに同意します。

<個人情報保護の趣旨>

当法人が保有する利用者及びそのご家族に関する個人情報については、正当な理由なく第三者に提供致しません。なお、この個人情報取り扱いについては契約終了後も継続します。

<個人情報使用範囲>

利用者及びそのご家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要のある場合、および以下の場合に用いらさせていただきます。

- ①適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
- ②サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続き
- ③サービス利用にかかわる管理運営のため
- ④緊急時の医師・関係機関への連絡のため
- ⑤ご家族及び後見人様などへの報告のため
- ⑥当法人サービスの、維持・改善にかかる資料のため
- ⑦当法人の職員研修などにおける資料のため
- ⑧法令上義務付けられている、関係機関からの依頼があった場合
- ⑨損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
- ⑩特定の目的のために同意を得たものについては、その使用目的の範囲内で使用する

<肖像権について>

当法人の、パンフレット・施設内研修・掲示物・広報誌などにおいて、ご利用者の映像・写真を使用させていただく場合があります。

令和 年 月 日

短期入所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人むろと会
指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム丸山長寿園

説明者職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施の為サービス担当者会議等で利用者並びに家族の情報をうける他、医療機関への受診入院、退所等に際して、医療機関・居宅介護支援事業者への情報の提供を含め、「個人情報の同意書」及び短期入所サービスの提供の開始に同意しました。

利用者

住所

氏 名 _____ 印 _____
(代筆者氏名 _____ (続柄) _____)

代 理 人（身元保証人）

住所

氏 名

印

(利用者との続柄

)

